

平成23年（行ウ）第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

意見陳述

平成24年2月3日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御 中

原告ら訴訟復代理人 弁護士 野方 洋助

第1 はじめに

被告は、御船竹資源開発株式会社に対して、2回に分けて合計2億9279万3000円を支出した結果、御船町が国に同額を返還した行為について、何ら違法ではないと主張している。

しかし、この一連の行為は、①会社が本件事業遂行のために自己資金の調達状況を確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという自己資金調達状況確認義務違反があり、②会社が企業として信用性を有するか否かを確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという信用性確認義務違反があり、③事業自体が存続可能であるか否かを確認すべき義務があったにもかかわらず、これを怠ったという事業存続性の確認義務違反がある。

以下、原告ら第4準備書面を敷衍して、これらの義務違反行為について述べる。

第2 自己資金調達状況確認義務違反

- 1 本件事業においては、いわゆる補助率は2分の1であり、また、被告も認めているように用地の確保は補助の対象ではないため、会社が相当額の自己資金を調達できなければ本件事業を開始できなかったことは当初より明

らかであった。

次に、補助金適正化法によれば、いわゆる間接事業者（本件では御船町）が補助金の交付を受けたにもかかわらず事業を遂行しなかった場合には、御船町は自らの財政を用いて国に対し受領した補助金の全額を返還せざるを得ない地位にあったといえる。

そして、自治体の首長は、御船町の執行責任者として御船町に損害を与えることがないように、町民の血税について誠実に事務を遂行しなければならない（地方自治法第138条の2）。このような首長の職務内容に照らせば、山本と御船町との関係は委任関係にあり、町長が委任関係に基づく善管注意義務に違反して御船町に損害を与えた場合には、山本が御船町に損害賠償義務を負う。

既に述べたように、会社は自己資金を調達できなければ、事業を開始できず、また、事業を開始できなければ、御船町は自ら国に対し既に受領していた補助金を返還すべき地位にあった。

そうだとすれば、山本は、補助金を会社に支出するにあたり、会社が事業遂行不能ないし頓挫した場合に、御船町が自らの財政から国に対して補助金を返還することを可能な限り避けるべく、善管注意義務の中身として「会社が事業を遂行可能な程度の自己資金を調達しうるか否かを確認すべき義務を負う。

2 本件で、会社が町に提出した「事業計画書」によれば、会社の資金は、「補助金」と「銀行借入」のみであり、山本は、事業計画書提出の時点において、資本金を除いて自己資金が存在しないことを知っていた。また、日本政策金融公庫との協議に参加していた当時の担当課長である野口氏も「製品を売るということに対してどれくらいきちんとした確約があるのかということ（中略）金額が多すぎるのではないかということ」を公庫から『なかなか厳しいですよ』という話があった」と議会答弁で述べており、山本としても融資の可能性が厳しいことを知っていた。

それにもかかわらず、平成21年2月10日、山本は金融機関から融資が実行されていない状況で、融資が実行されるかどうかを慎重に確認することなしに2億円を交付した。

さらに、山本は、同月16日に日本政策金融公庫から融資を拒絶され、かつ、別の金融機関からの融資の目途もない状況で、平成21年5月29日に9279万3000円を会社に交付した。

以上のことからすれば、自己資金調達状況確認義務違反があることは明らかである。

- 4 なお、金融機関からの融資拒絶以降も、山本は融資先からの直接の確約も取らずに、議会において融資の可能性について言及していたことも明らかになっている。

第3 会社の信用性確認義務違反

- 1 次に、会社が自己資金を調達できるためには金融機関あるいは個人の投資家から出資を得るに足りるだけの企業としての信用性を確認しなければならない。その意味で、住民の血税を扱う執行責任者には企業としての信用性を慎重に確認すべき義務がある。

- 2 この会社の信用性について、御船町は、チェックマニュアルに基づき審査を行っている。しかし、この審査は杜撰なものであった。

そもそも、本件会社は、平成20年10月27日に御船町から国に対して事業実施計画書が提出されるわずか10日前である同月17日に設立されたばかりの会社であり、その信用性については慎重に確認すべきであった。

チェックマニュアルに基づく御船町作成のチェック表では、「実施計画書」と「定款」で出資者を確認した結果、「県内企業1社、県外企業2社の出資により後日県外企業1社が参加予定」であるとされている。

しかし、実際の出資者は、株式会社熊電施設、株式会社環境資源開発、〇〇〇〇氏という個人であり、上記記載とは異なっている。

また、マニュアルで求められている出資者の直近3年分の決算書類の確認も御船町は行っていない。

さらに、会社は、当初は6,600万円の出資金により設立予定であったが、実際には、3,310万円しか集まっていない。

そして、会社は、定款上、取得してもいない工場建設予定地を本社所在地としているが、御船町はこの点についても確認をしていない。

- 3 このように、御船町は容易に分かる事項の調査もしていないことから、会社の信用性確認義務違反があることは明らかである。

第4 事業存続確認義務違反

- 1 さらに、本件事業自体が事業として成り立ちうるものでなければ自己資金を調達することもできないのであるから、事業の存続性についても確認をすべき義務があった。

- 2 この点、事業の存続性についても、御船町はチェックマニュアルに基づき審査し、その結果をチェック表に記載している。

しかし、事業に必要な不可欠な用地取得について、その進捗状況も含めて御船町はチェック表に何ら記載しておらず、どのような資料に基づき、どのような審査をしたのかが一切不明である。

また、本件事業の採算性についても、成果物の販路先について契約書や覚書などの資料もなく、成果物の需要などについて御船町独自の市場調査も行っていない。

さらに、バイオマスの原料調達の計算の基礎となる町内の竹林面積について十分な調査もしていない。

- 3 このように、御船町は、事業の存続可能性についての審査も杜撰なものであり、事業存続確認義務違反があることも明らかである。

そして、このように「企業としての信用性」、「事業存続可能性」も乏しいというのであれば、それは結局、資金を融資してくれる先が現れる可能性も低いことは十分わかり得たはずである。

- #### 第5 以上の各義務違反について原告らは、次回期日において、被告の反論を踏まえ、より詳細に主張する予定である。

以 上